

【事業計画】

I シルバー人材センター事業

1 安全・適正就業対策事業

シルバー事業は安全就業が基本であり、法令順守が不可欠であることから「安全就業はすべてに優先する」を念頭に「事故ゼロ」を目指した安全意識の徹底を図るため、安全・適正就業対策委員会のもと、センターと連携して、安全パトロール、安全就業推進大会、個別相談・指導、研修等を実施することにより、安全意識の周知・啓発を図る。

- (1) 安全・適正就業対策委員会の開催（6月、8月、10月、2月）
- (2) 事故情報の収集・分析、再発防止等の検討、それらの情報提供
- (3) 安全就業ニュース（毎月）の活用による安全意識の周知・啓発
- (4) 安全パトロールの実施（7月）
- (5) 重篤事故が発生したセンターに対して特別指導を実施
- (6) 安全就業推進大会の開催（11月）
- (7) 安全・適正就業推進研修会の開催
- (8) 安全就業優良貢献者表彰の実施
- (9) 高齢運転者等ガイドラインが実効あるものになるよう、センターに対して安全就業基準を徹底していく。

2 会員の拡大と就業機会の拡大

会員拡大に向けて、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材育成事業等を積極的に活用するとともに、就業機会の拡大については、シルバー派遣事業を活用して推進を図る。

(1) 事業目標値（請負）

区分	平成30年度	平成29年度	前年比
契約金額	4,820,000 千円	4,820,000 千円	100 %
就業延人員	1,000,000 人日	980,000 人日	102.0 %
会員数	12,400 人	11,600 人	106.9 %

- (2) 就業開拓用リーフレット・シルバー派遣事業リーフレットの作成
- (3) ウェブサイトや広報紙等の活用
- (4) シルバーしごとネットの活用
- (5) PDCAサイクルによる会員数の目標管理の徹底

3 労働者派遣事業

労働者派遣事業の実施事業所を通じて、センター会員を対象に、労働者派遣事業による就業機会の提供を行なうとともに、労働者派遣事業に係る統括管理等を県内全域で実施する。

また、全センターの労働者派遣事業の実施を目指して指導助言を継続して行う。

(1) 事業目標値

区 分	平成30年度	平成29年度	前年比
契 約 金 額	550,000 千円	540,000 千円	101.9 %
就 業 延 人 員	105,000 人日	102,000 人日	103.0 %
実施事業所数	28センター	27センター	103.7 %

(2) シルバー派遣運営委員会の開催（4月、7月、9月、12月、2月）

(3) 派遣元責任者講習会への参加推奨

(4) 派遣事業担当者研修会の開催

(5) 労働基準法、労働安全衛生法に定められている派遣元責任体制の整備

4 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る範囲内において、県内の高年齢者に対し、ハローワーク等関係機関等と連携を図りつつ、有料の職業紹介による就業機会の提供を行なう。

5 調査研究・普及啓発事業

中期計画策定委員会が、就業機会の拡大と会員の拡大による新たなシルバー事業の発展を図るため、平成29年度に策定した「第2次中期計画」の進行管理を行う。

普及啓発活動を推進するため、ウェブサイトによる詳細な情報を発信する。また、シルバー月間のイベントを活用するとともに、各種団体や報道機関等へ積極的に情報提供するなど、多様な機会を利用して、県民や事業所等に対してシルバー事業の業務内容、会員の活動状況等の周知を図り、入会促進や受注拡大及び就業分野の開拓等に努める。

さらに、センター及び関係機関等の情報収集に努めるとともに、全国の先進事例等の収集と合わせ収集した情報の提供に努める。

(1) 中期計画策定委員会の開催（10月、2月）

(2) ウェブサイトのきめ細かな更新

(3) 普及啓発用ポスター・リーフレット・チラシ等の活用

(4) 会報「連合会だより」の発行

(5) 「連合会事業概要」の作成

(6) ウェブサイトや自治体広報紙等の活用

(7) 普及啓発月間「シルバー月間」（10月）の活用

(8) 各種イベントへの積極的な参加による広報活動

6 センター未設置地域の解消

現在県内の5町村でセンターが未設置状態であることから、設置に向けて町村役場、関係団体に対して働きかけていく。

7 高齢法第39条に基づく業務拡大への対応

センターに対して意向調査を実施するとともに、会員ニーズ、企業ニーズを把握し、県、市町村、関係団体等間の連絡調整を行い、センターの希望する業種、職種が知事の指定を受けられるようセンターを支援していくとともに、実施に当たっては雇用保険適用等の事務処理について、関係センターと十分に協議していく。

8 その他指導・助言、情報提供等

各種会議・研修会等の場やウェブサイト、広報紙等を活用して、センター等への情報提供に努めるとともに、各センターの情報共有化に努める。また、個別の指導助言を行うとともに、就業機会の拡大、会員拡大のための取組等について、検討・協議・情報交換等を行なう。

- (1) 理事長研修会の開催
- (2) 事務局長研修会の開催
- (3) 職員研修会の開催
- (4) 事務局長会議の開催（10月、1月）
- (5) 安全・適正就業対策、派遣事業運営、中期計画策定委員会の運営
- (6) 10センターに対するシルバー人材センター事業指導事業の実施
- (7) 全国シルバー人材センター事業協会、東北シルバー人材センター連絡協議会への参画

II 高齢者活躍人材育成事業

宮城労働局から委託を受け、地域の高齢者にシルバー人材センター連合が行なうシルバー派遣就業を前提とした技能講習を設定し、人手不足分野等において、地域の高齢者が活躍できるよう、当該分野で就業するために必要な技能を付与するため、技能講習を実施する。

技能講習は、シルバー人材センターへ入会可能な60歳以上の高齢者を対象に、1講習5名から20名の規模で実施する。実施地域については、各シルバー人材センターと協議の上決定する。

- (1) 実施地域 県内4ブロック
- (2) 講習科目 介護、保育、販売業務、農業支援業務、自動車安全運転、等 9科目

III 法人管理事業

1 会員の状況

平成29年度末現在における会員数は、正会員31団体、賛助会員44団体、合計75団体となっている。センター未設置の5町村の動向を把握し、関係機関との連携の下、センター設立の推進に努めるとともに、賛助会員の拡大に努める。

2 理事会等の開催

理事会は法人の業務執行に関する意思決定機関であることから、理事会と事務局の情報の共有等による連携を深め、確実な事業運営の推進を図る。また、法令順守、情報公開の確立に努め、事業運営に関して必要な会議を開催する。

3 法人運営及び会計財務の改善

事務事業の精査による経費節減と連合会の組織機能の強化を図る。

また、会計顧問や行政庁の助言・指導を仰ぎつつ、法人運営の改善を図るとともに、20年度会計基準に基づく適正な会計財務処理に努める。